

診療報酬加算に係る掲示

在宅医療 DX 情報活用加算

以下を実施しています。

- ・オンライン資格確認等システムにより、取得した医療情報等を活用して診療を実施しております。
- ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施しております。

参照 <https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001521280.pdf>



医療DX.pdf

在宅医療情報連携加算

以下を実施しています。

- ・患者さんの状況に応じて、以下の医療・介護施設と、きめ細やかな連携体制をとっています。
- ・患者さん同意の上、連携する施設間において ICT ツール(MCS)で患者さんの診療情報等を共有しています。練馬光が丘病院、埼玉病院、順天堂練馬病院、ソフィアメディ訪問看護、FOR、ひまわり訪看、ひかり訪問看護ステーション、訪問看護ステーションリカバリー、訪問看護ステーション Gift、陽だまり訪問看護ステーション、在宅ケアクリニック杉並南部、居宅事業所かりゆし、だいこんの花、島村記念病院居宅介護支援事業所、ケアプランらごむ、おれいゆ大泉学園、居宅介護支援事業所エクラス他

生活習慣病管理料

「高血圧、高脂血症、糖尿病」のいずれかで通院中の患者さんにおかれまして、『生活習慣病管理料』を算定させていただきます。患者さんには目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回のみご署名を頂く必要がございます。患者さんの状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上長期の投薬を行う場合がございます。

特定疾患処方管理加算

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・28 日以上長期の処方を行うこと
- ・リフィル処方せんを発行すること

のいずれの対応も可能です。

なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

※一般に、生活習慣病には治療として定期的な通院が重要なため長期処方は不適切です

※最大 90 日分まで

外来感染対策向上加算

当院は、院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- ・感染管理者である院長が中心となり、職員一同院内感染対策を推進します。
- ・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年 2 回実施します。
- ・感染性の高い疾患(インフルエンザや新型コロナウイルス感染症、ウイルス性胃腸炎など)が疑われる場合は、一般診療の方と動線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- ・抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします。
- ・標準感染予防対策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ・感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

明細書発行体制加算

当院では「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」を発行しております。

医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

一般名処方加算

現在、一部の医薬品につきまして供給が不安定な状況が続いています。医薬品に関しまして、特定の「商品名」を指定するのではなく、薬剤の有効成分の名称をもとにした一般名処方(加算)を行う場合があります。

一般名処方では有効成分、効能が同じ医薬品であれば、患者さんが自由に医薬品を選択可能です。そのため保険薬局にて、患者さんご自身の希望を確認される場合があります。この一般名処方により、医薬品の安定供給だけでなく、患者さんが後発医薬品(ジェネリック)を選択でき、経済的負担の軽減に繋がります。

情報通信機器を用いた診察

当院では、情報通信機器を用いた診察の初診の場合には向精神薬を処方いたしません。

機能強化加算(初診)

当院では「かかりつけ医」として必要に応じて以下の取り組みを行っています。

- ・他の医療機関の受診状況や処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行うとともに、診療録に記載しています。また、必要に応じて担当医の指示を受けた看護職員等が情報の把握を行うことも可能です。
- ・必要時に応じて専門医師、または専門医療機関への紹介を行います。
- ・健康診断の結果等の健康管理に関する相談に応じます。
- ・保健・福祉サービスに関する相談に応じます。
- ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に関する情報提供を行います。

長期収載品の処方等または調剤

(発薬品(ジェネリック医薬品)があるにも関わらず、患者様の希望で先発品を処方する場合) 本制度の趣旨および特別の料金について、下記参照してください。

参照 <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001240165.pdf>



厚生労働省令第35号.pdf

【医科・外来点数】

- ・初診料、再診料、外来診療料の「情報通信機器を用いた診療」
- ・初診料の「機能強化加算」
- ・再診料「明細書発行体制等加算」
- ・がん性疼痛緩和指導管理料の「難治性がん性疼痛緩和指導管理加算」
- ・強化型支援診・支援病における「在宅緩和ケア充実診療所・病院加算」
- ・在宅患者訪問診療料、在宅患者訪問診療及び在宅がん医療総合診療料の「在宅医療 DX 情報連携加算」
- ・在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料の「在宅医療情報連携加算」
- ・処方箋料の「一般名処方加算 1・2」

【届け出一覧】

情報通信機器を用いた診察に係る基準 第2217号

外来感染対策向上加算 第3349号

医療 DX 推進体制整備加算 第695180号

時間外対応加算2 第66号

がん性疼痛緩和指導管理料 第311154号

別添1の「第9」の1の(2)に規定する在宅療養支援診療所 第311571号

別添1の「第9」の1の(3)に規定する在宅緩和ケア充実診療所・病院加算 第310855号

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 第363290号

在宅データ提出加算 第229号

在宅がん医療総合診察料 第912512号

CT 撮影及び MRI 撮影 第553371号

外来/宅ベースアップ評価料(Ⅰ)第1858号

機能強化加算(機能強化) 第314557号

別添1の【第9】の1の(2)のアに規定する在宅療養支援診療所(支援診2ア)第642号

別添1の【第9】の2の(3)に規定する在宅医療充実体制加算(在充診)第107号

【保険外負担の費用に関して】

死亡診断書 11,000 円

予防接種等 4,000 円～

カルテ開示費用 11,000 円～ *枚数、期間により変動